平成２７年（フ）第８５号
神奈川県横浜市青葉区奈良２丁目９番地３ベルコテーＢ－201、前住所静岡県富士宮市大中里813番地の11
債務者　望月智榮子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５０７号
福岡市城南区友丘３丁目６番６号
債務者　渡邊真由美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１５号
福岡県大野城市仲畑３丁目５番10―301号
レジデンス御笠川
債務者　江口　友子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４３号
福岡県大野城市月の浦３丁目11番７号
債務者　大和　春美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９１号
仙台市宮城野区銀杏町18番18―101号
債務者　渡辺　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
仙台市青葉区折立４丁目14番１―303号
債務者　西塚採依里
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番14―608号
債務者　大野亜津子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
仙台市泉区黒松２丁目26番２―24号
債務者　上笹佐和子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
茨城県水戸市五軒町２丁目１番10―1306号
レーベンハイム五軒町レジデンス
債務者　松金　正剛
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
茨城県東茨城郡茨城町大字木部1359番地
債務者　野口　一美（旧姓安・鈴木・野澤）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０５号
茨城県水戸市笠原町1097番地の４　サンビレッジ笠原Ｄ棟202号
債務者　太田　勝彦
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７号
茨城県鉾田市安房1676番地19
債務者　小林　純子（旧姓米川）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅14棟４Ｆ２号
債務者　和智亜希子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
岐阜県美濃加茂市本郷町６丁目16番５号
債務者　小島　辰夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４８６号
兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目16番１―306号
債務者　山内　　薫（旧姓梶谷）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県加古川市野口町坂井143番地の７、従前の住所京都市山科区栗栖野華ノ木町１番地１　パールコートハナノキ202
債務者　増本　裕樹
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８６号
兵庫県姫路市四郷町見野858番地　市営見野住宅１棟104号
債務者　千木良州平
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２６号
兵庫県姫路市余部区上余部50番地１　市営余部住宅５棟511号
債務者　森本　奈央（旧姓幸）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部